

## 6 分限処分及び懲戒処分

### 6-1 分限処分

令和5年度に、地方公務員法第28条の規定により行った分限処分は、次のとおりです。

区分	免職	休職	降任	降給	計
知事部局等(人)	0	524	0	0	524
教育委員会(人)	0	1,026	0	0	1026
警察本部(人)	0	291	1	0	292

注1 同一の者が複数回にわたって分限処分に付された場合は、重複して計上。

### 6-2 懲戒処分

令和5年度に、地方公務員法第29条の規定により行った懲戒処分は、次のとおりです。

区分	免職	停職	減給	戒告	計
知事部局等(人)	0	3	5	2	10
教育委員会(人)	15	13	28	5	61
警察本部(人)	2	5	9	3	19

注1 同一の者が複数回にわたって懲戒処分に付された場合は、重複して計上。